

ご意見シート（まとめ）

該当条文	意見内容
前文	<p>八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例及び同解説（資料 4）</p> <p>前文に「・・・市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいがあることなどの違いを認め合い・・・」とある。例えば、社会的身分や人種・民族の用語解説をする必要があると思う。前文の解説を読んでもわからない市民がいるように思える。出張所の職員に尋ねたところ、「何のことかわかりません、人種と民族も」と言っていました。誰にでもわかるように説明できることが違いを認め合うことになると思いますので、用語説明と前文等の解説を求めます。</p>
第 8 条	<p>この数年間で明らかに行政側の協働意識が低下している。コロナという異次元の問題はあったが、コロナがあぶり出した社会・組織課題も多くある。</p> <p>諸証明の発行業務がされると同時に地域拠点が証明書発行業務に軸足がもどり、地域活動の相談（協働）がしづらい雰囲気になっている。また、コミスタ以外は証明書発行等に追われている感で出張所での取り組みになっていない感がある。地域拠点展開したときに職員を減らし、業務も減らしたが元に戻し人員も元に戻さなければ地域拠点が以前の出張所になるのは仕方ない事である。条文通りに市の責務の遂行を行われたい。</p>
第 9 条 第 12 条	<p>今回、権利についての取り扱いの議論がありました。権利に関する説明で他市の条例等を用い説明した頂き、「権利」の必要性はもちろんのこと、策定時の市の意気込みが伝わってきたような感でよかったです。そのことに関連して、第 6 条（情報提供）では「配慮が必要な方への工夫として各分野の広報冊子等の多言語化・・・」わかりやすい情報提供を推進しましたとあります。第 9 条（説明責任）、第 12 条（市民意見提出制度）についても同様の取り組みが推進されていると思います。配慮が必要な方々の権利は保証されているのでしょうか。第 9 条・第 12 条についての状況をお聞かせください。</p>
第 10 条の 3	<p>わがまち推進計画はコミスタも入れながら市との施策調整もあり協議を重ねて策定されているものです。よって、地域別計画と言えるものです。行政独自の地域別計画の策定を指定していない今日にあっては、重要なものであると認識していますので、「その実現に」協働の実践をされたい。</p>
第 15 条	<p>学校支援ボランティアを地域の方に声をかけてされているというご意見がありました。どこの団体にも所属しないで活動していますと。</p> <p>私は朝の見守りを 14～15 年させてもらってます。地域のまちづくり協議会・福祉委員会にも所属していませんが（仲間が 4 名います）</p> <p>学校のボランティア活動の保険に加入して頂いております。お陰様で事故もなくきております。</p> <p>ボランティアして下さる方には安心して活動を楽しんで頂きたいものです。それが大きく支援の輪となっていくと思っております。</p>

※ご提出いただいたご意見等は原文の内容を基本としつつ、一部事務局にて要約しております。

※いただいたご意見は提言（案）に反映するとともに、巻末の参考資料に掲載しております。